

平成 30 年 6 月 10 日現在

機関番号：32642

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26512012

研究課題名(和文) EU司法政治に関する分析手法の構築

研究課題名(英文) Developing Analytical Approaches to the EU Judicial Politics

研究代表者

網谷 龍介 (Amiya, Ryosuke)

津田塾大学・学芸学部・教授

研究者番号：40251433

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、EUにおける司法政治の分析手法の展望を探るものである。これが重要なのは第一に、各国政治の枠内でも、司法部門の判決・決定を核とする法的な問題解決が比重を増しているからである(司法化judicialization)。第二に、強い司法的問題解決枠組みはEUの特徴とされているが(法による統合integration through law)、その知見は他の国際機関の分析にも応用可能だからである。検討の結果、初期の単純な法対政治の対置に代えて、現在の研究の前線は、政治部門による法的解決の条件付けや、その中での法的解決の自律性の確定、さらには司法部内の動的な相互作用などにあることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：This research project has explored the developing field of "EU judicial politics" research and aimed at finding analytical thrusts for empirical investigation. This topic is important for two reasons. First, it is increasingly evident that judicial problem-solving has gained importance in domestic politics. Second, although strong judicial components have been emphasized as a hallmark of European Integration, juridification has gained momentum in other international domains, which would potentially benefit from the research on the EU. By reviewing the relevant literature and conducting several exploratory case studies, the project yielded following findings. 1) The simple formula "law versus politics" does not fully capture current dynamics of EU judicial politics. 2) Politics matters by conditioning the field on which the judicial organs play their games. 3) Judiciary is not singular. Current research frontier lies in the investigation into the "politics within judiciaries"

研究分野：政治学

キーワード：EU 司法政治 法による統合 司法化

1. 研究開始当初の背景

(1) 政治学的な EU 研究はこれまで、加盟国や EU の諸機関の相互関係をはじめ公式の決定権限を持つ政治的主体を中心に据えてきた。しかし、政治主体の意図を越えた規範創出を裁判所が行うことも少なくない。

一方で、EU 法・ヨーロッパ法の研究は具体的な個々の法規範の解釈や適応、あるいは大きな EU 法秩序と国内法秩序の関係についての議論を提示してきたが、もっぱら具体的な法解釈であるか、あるいはあるべき解釈の方向を示そうとするものが多かった。

(2) EU におけるルール形成は、政治部門だけではなく、EU 司法裁判所(CJEU)を通じた司法的問題解決を視野に入れて、初めて全体像を捉えることができる。また逆に欧州レベルの司法部門は、その決定が持つ含意を十分に考慮に入れて決定している。つまり、EU における政策・規範形成は「法と政治学」とでも言うべき視座を必要としているのである。

このような方向での研究は、1990 年代以降のヨーロッパ統合が深化に伴って増えている。しかし、この問題に対して政治学が備えている知識・分析用具は限られている。アメリカの事例はその分権的政治構造の影響も大きく、そのまま普遍的な適用可能性があるとは言えない。

(3) 代表者と分担者は東京大学法科大学院・公共政策大学院のヨーロッパ法に関する授業を共同で担当している。その中で、法学と政治学の境界分野の研究がきわめて大きな現実的意義を持つとともに、学問的にもチャレンジングな課題であるとの認識を深め、その分野での研究を少しずつ進めてきたこれまでの協働の経験を基に共同研究に踏み出したのが本研究である。

2. 研究の目的

本研究は、EU における政策・規範形成が政治部門と司法部門の相互作用の中で行われていることを実証的に分析するために、政治学者と法学者が本格的に協働することによって、その規範形成のダイナミクスを明らかにしようとするものである。

具体的には、第一にアメリカにおける司法政治分析の蓄積を摂取し、EU への適用可能性を検討する。それに基づき第二に、欧州連合裁判所と加盟国裁判所間の法的な相互作用のドクトリナルな分析により、両者の動態的關係を明らかにする。その上で第三に、EU の司法部の持つ役割に注目した政策事例分析を行い、司法部介入の含意を示す。

3. 研究の方法

伊藤は、司法部間の動態的關係を、ドクトリナルな相互作用の分析を通じて明らかにする。特に国内裁判所が、一方では欧州連

合司法裁判所を、他方では政治部門の動向を戦略的に注視しながら判例形成を行っていく過程を分析する。そのために、判例や評釈、学説などの公刊資料に加え、近年明らかにされたフランス憲法院の評議史料を用いる。

網谷は、その作業と密接に連携しつつ、政治学的な司法政治分析の動向を広く検討し、EU における司法政治の分析に適した視角の析出を試みるとともに、政策の事例分析を通じて、司法部と政治部門の動態的な相互作用が政策内容にどのように影響しているかを明らかにする。

4. 研究成果

(1) まず EU 司法政治研究の今後の方向性と展望について述べる。

EU 司法政治研究は Weiler の「ヨーロッパの変容」(1991)を一つの重要な契機とし、「法による統合の推進がなぜ可能だったか」という問題を中心としてきた。そのため司法部門と政治部門(各国政府)の力関係が研究の中心とされてきた。しかし近年は、各国政府が司法部を統御しているか否か、という二値的な理解を検証するのではなく、むしろ「どのように」「どの程度」各国政府が統制を行うのか、逆に司法部の自律的裁量の範囲がどのような条件に依存するか、という精緻化が進んでいる。また実証研究のデータとしても、他国政府が当事者となる訴訟に各国政府が提出することのできる意見書(observation)などを用いた革新的な研究も行われている。

もう一つの重要な方向は、「司法部内の政治」とでも言うべき研究である。この方向での政治学的研究は Alter の『EU 法優位の確立』(2001)を嚆矢とするが、法学的研究においては、例えばドイツ連邦憲法裁判所と CJEU の基本権をめぐる判例の応酬などを通じて夙に注目されてきた点である。

この中では、二つの研究動向が注目に値する。第一は、歴史的、ないしは社会学的な探求である。その中では CJEU がより広くヨーロッパ法コミュニティとでも称すべき法律家や学者のネットワークに支えられていることや、あるいは各国が CJEU の判決を受容していく際の抵抗や動員を史料に基づいて具体的に明らかにする研究が生み出されつつある。

もう一つは、新しい手法に基づいた計量研究であり、特に最近では引用ネットワーク(citation network)の分析など、これまで法学的に先例として重視されてきたものを、量的かつ客観的にとらえようとするものも見られる。これは法産出のダイナミクスを、政治学が法学的な視点を活かしつつ明らかにするものとして、評価することができるだろう。

これらの研究の進展により、EU 司法政治研究は、「法か政治か」といった大きなキャッチフレーズの問題の探求から、より具体的な個別命題を精密に検討できる段階に入りつつ

つあるといえるだろう。

その中でわれわれのような法学者と質的分析を行う政治学者のチームがなすべき貢献は、上記の歴史的・社会学的研究にヒントを得つつ歴史的な視点を補うとともに、現状の量的研究ではやや手の届きにくい、下級審や学会の動向をも視野に入れた、個別問題の厚い、動態的な分析を通じてメカニズムの解明へのヒントを提示することになるだろう。

なお本研究の成果のこの部分については、2018年度中に刊行される『法律時報』誌に掲載される。政治学的な司法研究の動向を法律学を専門とする読者に伝えるよい機会となるであろう。

(2) 具体的な研究成果として、フランス憲法院史料の分析を通じて、いくつかの点が明らかになった。

国民主権の担い手としての議会の地位が高いフランスにおいては、憲法院が判断を行ううえでは、対欧州、対政治部門の二重に高度な政治的判断が必要であった。伊藤の業績はこれらの点を、判例や評議の分析により徐々に明らかにしつつある。

ただしその中で同時に明らかにしているのは、ともすると政治学が陥りがちな過度の類型化への警鐘である。これまでの研究では、先行してEU法優位を受容し始めた憲法院と、最後までこれに消極的であった国務院が対比して論じられがちであったが、組織的・人的つながりを考えれば、これは適切ではない。組織としての対比というよりも、むしろ状況や人的要因がその違いには作用している。

また、政治部門が人事を通じて司法部の動向に影響力を行使する、という仮定がしばしば採られるが、実際に個別の事例を検討すると、重要な人事において必ずしも対EUスタンスが決定因となっているようには思われない事例もある。これらは過度の一般化を戒め、さらなる探求を促す知見である。

(3) 政策的ケーススタディとしては、反差別政策の事例の分析を一定程度進めることができた。2000年前後にEUレベルの反差別指令が採択されたことをうけ、各国では宗教上の少数派などへの対応が迫られた。

そのような文脈の中での、ドイツとオーストリアにおける対ムスリム政策を網谷は検討した。言語的・文化的な共通性が高いと見られるこの両国には、大きな政策的差異があった。そこには、歴史的遺産の違い、特にドイツが「国民国家」としての性格が強いのに対し、オーストリアが「帝国」による多様性のマネジメントの伝統を継承していることが作用している。

しかし注目すべきことは、近年両国に一定の収斂傾向が見られることである。オーストリアでは元来イスラム宗教共同体が公認され、国の宗教政策の枠組みの中に包摂されていたが、近年はその性格が問い直されるよう

になり、部分的な変化を見ている。これは宗教共同体内部の意思決定の透明性や、複数のイスラム宗派グループ間の平等の要請がもたらしたものである。そしてその中では、オーストリア憲法裁判所の判断が少なからぬ影響を及ぼしていた。一方ドイツでは、1998年に成立したシュレーダー社民・緑政権の下での国籍法改正に始まり、ムスリム住民の統合への措置が大きく進むことになった。先に挙げたEU指令の国内法置換プロセスにおいては、政権側がこれを機会とする政策転換をはかり、宗教上の「差別」の問題が大きな論点となっていた。

その中で興味深い展開は、保守勢力側が教師のスカーフ着用などのイスラムの宗教シンボルを制約しようとしたところ、司法部の判決を経由して、宗教シンボル一般が教育現場から排除される可能性が生まれたことである。このため現在ではキリスト教民主党の有力政治家が、むしろイスラムの包摂へと舵を切っている。これは、司法部の判断が政治部門の動向に影響を与えた重要な例である。

(4) なお本成果報告までには発表が行われていないが、労働者の自由移動をめぐる問題、すなわち労働者派遣(posting)の問題と移動労働者に対する社会保障給付の問題についても一定の検討を進め、近日中に成果発表が行われる予定である。前者の事例は、CJEUの判例に対して政治部門が対応を行ってその作動範囲を限定しようとする試みであるが、各国裁判所の判例政策上の対応も含めて考える必要がある。その結果、欧州大のインパクトという共通の要素とともに、各国政治部門・司法部の異なる対応も見られるという複雑な様相を呈している。一方、後者については逆に、国民投票によるイギリスのEU離脱決定などに象徴される、統合への政治的バックラッシュに対して、CJEUが一定の「配慮」を示したものである。

(5) これらの研究成果を通じて明らかになるのは、事例ごとの政策特性や政治的布置によって、多層的な政策ダイナミクスが生じている、ということであり、「政治優位」や「司法優位」といった大雑把な把握ではなく、より緻密な政策・状況の類型化が必要だということである。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計6件)
伊藤洋一「国際人権保障をめぐる裁判官の対話——司法的ネットワークの現状と課題」『国際人権』25, 34-38, 2014, 査読有。
網谷龍介「日本におけるEU・ヨーロッパ研究の可能性」『上智ヨーロッパ研究』7, 107-123,

2015, 査読有.

伊藤洋一「『裁判官対話』とフランス公法判例 条約の法律に対する優越を素材に」『法律時報』89, 70-75, 2017, 査読無.

Amiya-Nakada, Ryosuke, "Lightening of Citizenship and its Implication for Social Policy: 'Social Security Lite' in the Making?." 『津田塾大学紀要』49, 1-28, 2017, 査読無.,

Amiya-Nakada, Ryosuke, "Transposition Strategy and Political Time in the Europeanisation of Social Norms: Comparing Transposition of the Anti-discrimination Directives in Germany and Austria." 『国際関係学研究』44, 1-14, 2017, 査読無.,

ソヴェ, ジャン=マルク(伊藤洋一訳)「(翻訳)フランス国務院とヨーロッパ法・国際法」『国家学会雑誌』130, 322-293, 2017, 査読無.

〔学会発表〕(計5件)

Amiya-Nakada, Ryosuke, "Lightening of Citizenship and its Implication for Social Policy: 'Social Security Lite' in the Making?." European Union Studies Association, 2015,

伊藤洋一「グローバル化の中の議会の役割：欧州の経験から日本への示唆」国立国会図書館シンポジウム(招待講演), 2016.

網谷龍介「政治の『ヨーロッパ化』と『司法化』 ヨーロッパ司法政治研究の動向と展望」北海道大学大学院法学研究科政治研究会, 2017.

Amiya-Nakada, Ryosuke, "Different Legacies, Common Pressures and Converging Institutions?: The Politics of Multicultural Integration in Austria and Germany." 25th International Conference of Europeanists, 2018,

〔図書〕(計1件)

伊藤洋一「フランス第5共和制憲法とヨーロッパ統合 憲法第54,55条の起草過程を中心に」辻村みよ子編集代表, 山元一, 只野雅人, 新井誠編『政治変動と立憲主義の展開』信山社, 2017. 119-155.

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

特になし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

網谷 龍介 (AMIYA-NAKADA, Ryosuke)

津田塾大学・学芸学部・教授

研究者番号：40251433

(2) 研究分担者

伊藤 洋一 (ITO, Yoichi)

東京大学・大学院法学政治学研究所・教授

研究者番号：50201934

(3) 連携研究者

なし

(4) 研究協力者

なし